

旧長崎中学校の暫定活用について（報告）

1. 暫定活用（※前回説明の内容）

- (1) 暫定活用の方法 現行の施設開放事業を継続しつつ、施設全体を一括で貸付ける
- (2) 貸付期間 平成18年度～平成20年度（21年3月末）
- (3) 貸付団体 学校法人とする
- (4) 用途 仮校舎
- (5) 貸付団体の選考 公募プロポーザル方式

2. 公募結果

- (1) 公募期間 平成18年9月25日（月）～11月6日（月）
- (2) 周知方法 広報としま（10月5日号）・ホームページ等
- (3) 参加申込結果 申込団体なし

3. 今後の方針

(1) 暫定活用の扱い

- ・ 本格活用の時期等に鑑み、貸付要件等を拡大した再公募は行わない。
- ・ 施設の地域開放事業は、現行どおり継続する。
- ・ 本格活用までの期間内において、支障の無い場合には貸付等の暫定活用を図る。

(2) 本格活用案の検討

平成19年度より具体的な検討に着手するものとする。

① 本格活用案の内容

民間活力の手法を用いて、西部スポーツセンター等として整備する（基本計画）。

② 今後の進め方等

19年度 事業手法等検討調査・用地基礎調査（測量）の実施、基本構想の策定

③ 主な検討課題

- i. スポーツセンターとして必要な施設内容及び規模等の検討
- ii. 定期借地権設定やPFIなど、民間活力の活用による事業手法の検討
- iii. 隣接JR社宅敷地との一体利用への検討
- iv. 救援センター機能の確保